

2 決算関係書類

第 11 年 度

平成 22 年 4 月 1 日から
平成 23 年 3 月 31 日まで

業 務 報 告 書

中国生乳販売農業協同組合連合会
岡山市北区桑田町 1 番 30 号

TEL 086-236-3371 FAX 086-236-3372

目 次

第1 事業概況書

I 連合会の事業活動の概況に関する事項

- 1 事業の概況
- 2 事業部門別実施状況
- 3 事業成績の推移
- 4 事業の経過
- 5 その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項

II 連合会の運営組織の状況に関する事項

- 1 総会に開催状況
- 2 会員の状況
- 3 役員の状況
- 4 職員の状況
- 5 組織に構成
- 6 施設の設置状況
- 7 その他連合会の運営組織の状況に関する重要な事項

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 注記表

第5 附属明細書

I 計算書類に関する事項

- 1 会員資本
- 2 固定資産
- 3 外部出資
- 4 借入金
- 5 引当金等
- 6 役員との取引
- 7 事業管理費
- 8 その他の重要な事項

II 事業概況書に関する事項

- 1 役員に対する報酬
- 2 役員の兼業等
- 3 その他の重要な事項

第6 剰余金処分計算書（案）

第7 監査報告書

第1 事業概況書

第11年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）事業概況書

【I】連合会の事業活動の概況に関する事項

1 事業の概況

(1) 平成22年度における我が国の政治経済をめぐる情勢は、デフレ脱却への有効策が見出せない中で、深淵に追い討ちをかける東日本大震災が年度末を控えた3月11日に発生した。

東日本大震災は観測史上最強の震度に加え想定域を超える津波が未曾有の被災者の発生や自治体機能の喪失をもたらす大惨事となった。

更に震災・津波の矛先は福島県の原子力発電所に及び放射性物質の漏出事故という深刻な事態に発展し、避難指示を余儀なくされる自治体も発生した。

原発事故は福島県、茨城県産生乳及び周辺県の農産物出荷制限指示にまでエスカレートし風評被害が懸念される事態をもたらした。

年度末にかけて復旧作業が緒に就いたものの、原発事故については長期に亘り厳しい対応を余儀なくされる状況にある。

(2) 東日本大震災の酪農乳業界への被害も甚大となり、停電、道路崩壊等のインフラ破壊による搾乳、集乳及び乳業工場の受乳不可能な事態等により生乳廃棄が生じた。

更には、酪農分野においては飼料工場の破損及び生産資材流通ルートの寸断、他方、乳業分野においては容器・包材等の入手難から操業を制約される事態が生じた。

関係者の復旧努力により原発事故被害を除き生乳廃棄は解消に向かい乳業者の処理能力も回復軌道を辿ることとなった。

しかしながら、東北及び関東地区において被害の顕著な県の3月度の生乳受託数量は前年同月比で40～50%もの減少となった。

(3) 自然災害は大震災以外にも猛暑下におけるゲリラ豪雨及び厳寒下におけるゲリラ豪雪が襲来し全国各地に被害をもたらした。

とりわけ猛暑については酪農現場に熱射病を始めとする死廃頭数の多発及び乳量・乳成分の低下等の夏季における生乳需給、品質面での厳しい対応を余儀なくされると共に次年度に向けた個体資源の確保が不安定な見通しにある。

他方、ゲリラ豪雪についても交通網の寸断等により集乳が不可能となり廃棄に至る事態が生じた。

(4) 上記の重大事態に先んじて宮崎県で発生した口蹄疫騒動は我が国酪農畜産を震撼させた。

平成22年度開け早々の4月20日に同県内の肉用牛が第1例目として確認された口蹄疫は豚への感染により拡大し、8月27日の終息宣言までの4ヶ月余の間に牛・豚の殺処分は約29万頭に及び同県の生産基盤は大幅に低下した。

口蹄疫に係る報道は国民の食の安全・安心への関心を高揚させるとともに、国を挙げた感染ルート の究明及び殺菌・消毒の徹底等の水際対策への理解も促進された。

また、口蹄疫被害酪農家への経営再開支援の一助として全国の指定団体が連帯して義援対策に取り組んだ。

(5) 平成22年度の生乳需給について日本酪農乳業協会（Jミルク）の当初見通しは、

需給の縮小均衡下においても供給過剰が想定された。

このため、平成22年度生乳計画生産は平成19年度から僅か3年後の減産型となり平成18～22年度の5カ年間に於いて3度目の減産取り組みとなった。

(6) 減産型の背景には、飲用需要の低迷、過剰乳製品圧迫等の構造化しつつある要因が挙げられるが、その一方において都府県における生乳生産基盤の弱体化が進行する実態にあった。

(7) そこでJミルク需要見通しの上ブレに対応するための特別調整乳数量128千トンの設定、更に、チーズ及び輸入調整品との置き換えを前提に量的拡大を指向する酪農家に対する選択的拡大枠610千トンを設定し生産基盤の弱体化の回避を図った。

この考え方に基づく平成22年度生乳計画生産目標数量は、選択的拡大を含め7,497千トン、前年度実績対比98.8%、供給目標数量に至っては6,887千トン、同96.5%の大幅減産下でのスタートとなった。

(8) 平成22年度生乳計画生産運営途上においては前述の口蹄疫禍、夏冬の異常気象が生乳生産基盤を更に低下せしめ、受託数量は速報値ベースで7,334千トン、前年度実績比96.7%と計画生産目標数量(同98.8%)を大きく下回った。

指定団体別には北海道を含む全指定団体が計画生産未達となった。

(9) 他方、需要動向についてはJミルク需要見通しを上回るペースで推移すると共にバター、チーズ等は国際需給が新興国の需要膨張等により上昇局面で推移したことから乳製品過剰在庫は急減に転じた。とりわけ、バターについては逼迫への対応に腐心する事態を招来した。

(10) 生乳需給動向に大きな変化が生じた結果、需給関係は供給不足に陥り易い構図となり平成23年度生乳計画生産は減産からの脱却をもたらした。

しかしながら、年度末に発生した東日本大震災は我が国の生産地帯である東北及び北関東地域に甚大な被害をもたらすと共に原発事故の影響は今後に向け不透明なことから、生乳計画生産は抜本的見直しが必要な事態に直面している。

(12) このように激動に終始する平成22年度の酪農情勢下にあつて、当連合会としては広域指定団体機能装備の登竜門となる5会員生乳共販体制の完全移行を実現した。

平成13年度の設立当初から会員間の相互理解と連帯感の醸成を基本に検討を重ね、平成18年度の3県共販着手を皮切りに平成20年度の4県共販を経て設立、10周年目で5県共販体制を達成した。

生乳計画生産の一体的運営、販売乳代及び集送乳経費等の共同計算、販売経費の統一化及び輸送路線の見直しによる合理化メリットの創出を達成し、その使途として管内における需給調整施設を拡充した。

当連合会の平成22年度に取り組んだ事業実績は以下の通りである。

2. 事業部門別実施状況

(1) 総務部関係

- ① 指定団体機能整備の推進に関し、「中国生乳販連が目指す指定団体機能強化の基本構想」に基づく生乳共販体制の構築を行い、本年度から5県完全共販体制に移行した。
- ② 債権保全対策の一環として帝国データバンクによる取引先の信用調査を継続実施し、貸倒引当金の積み増しに努めた。
- ③ 情報開示及び広報対策として、機関紙「中販連だより」の発行及びホームページを通じた情報の提供に努めた。

- ④ 広域検査体制を確立し、平成21年7月より山口を、同年10月より鳥取、島根を、平成22年4月より広島の配分・格付検査を中国生乳販連が検査業務委託する岡山県畜産協会で検査実施した。(岡山は以前より岡山県畜産協会で検査) 生乳検査手数料については0.14円/kgで運営し合理化に努めた。牛群検定検査、依頼検査についても島根、岡山、山口分を同協会で検査実施した。また、三次生乳検査センターを直営化し、広島の牛群検定検査、依頼検査および島根の依頼検査、抗菌性物質検査を実施した。

生乳検査実績(検体数)は下表のとおり。(平成22年4月～23年3月)

	格付	細菌	配分	牛群	依頼	抗菌	計
鳥取県	14	6,763	7,174	0	0	0	13,951
島根県	1,574	5,709	5,720	41,311	2,542	1,248	58,104
岡山県	1,973	12,921	13,365	178,134	27,413	0	233,806
広島県	977	6,714	6,725	83,815	14,700	0	112,931
山口県	836	2,703	2,718	28,479	1,120	0	35,856
合計	5,374	3,4810	3,5702	33,1739	45,775	1,248	454,648

また同協会は平成22年10月1日付で生乳検査精度管理認証(生乳検査部門)を取得した。本会も生乳検査精度管理認証(検体採取部門)を申請した。(平成23年4月1日付取得) このことにより生乳検査の信頼性を高めることができた。

- ⑤ 老朽化した生乳検査機器を更新し検査体制を効率化するため、導入を予定する生乳検査機器について調査を実施し機種を選定した。新生乳検査機器は平成23年度末に岡山県畜産協会へ導入し検査の効率化を進める予定である。
- ⑥ 牛乳消費拡大運動は「牛乳に相談だ。」に代わり平成22年度から牛乳消費喚起対策事業「MILK●JAPAN」の全国展開を開始した。本会においても会員から選出された女性企画担当者を中心に検討を進め、今年度は12月24日に「MILK●JAPAN in おかやま」としてキックオフイベントを開催した。また、3月7日に「ケンタロウ トーク&クッキングショーと食育講演会」を開催し、多くの参加者を集め好評であった。

(2) 業務部関係

ア) 乳価交渉について

平成22年度の乳価交渉については大手乳業者からの値下げ要求が強かったが、生産基盤の更なる落ち込みを避けるため生産者側からは据え置きを要求した。交渉の結果、液状乳製品の需要回復を狙った生クリーム向け乳価の値下げがホクレンを中心に行われ、当連合会も追随する形で3円/kgの値下げを了承した。また、落ち込んだ牛乳消費の回復を目的とした検討も行われ、その対策について実施することとなった。

イ) 指定団体機能の整備強化推進について

5県完全共販体制下において合理化メリットの創出に取り組んだ。

- ① 4月当初から需給が緩み、余乳発生が多かったため、送乳事業においてはマイナス決算でスタートしたが、梅雨明け後の記録的な猛暑から生乳生産量は激減。需給は逼迫基調で推移し、域内配乳率が高まることとなったことや、余乳処理のための長距離輸送も大幅に減少したことがプラス要因となり、不需要期においてもマイナス決算が

ほとんど無かった。その結果、2,540万円の利益となった。

- ② そのような状況の中、合理化メリットの取扱いについて協議し、次年度以降の域内余乳処理体制の強化を目的として、加工処理施設を持つ大山乳業農協へ約1,200万円の費用で36,000Lのストレージタンクの設置を行った。このことにより、日量40tまでの受け入れが可能となり、更なる輸送コストの削減が期待できることとなった。
- ③ 合理化メリットの残金については、中販連の財務体質強化のため内部留保とし、その用途については総会により決定する事とした。

ウ) 生乳計画生産対策の運営

平成22年度の生乳計画生産対策における中央配分の計画生産目標数量は前年実績比97.0%の297,861トン（内特別調整乳5,180トン、チーズ数量は含めず）とし、各会員あてにも前年実績100%で配分を行なった。

運営方針としては、個人別割り当ての採否は会員段階に委ね、当連合会としては会員間の流動化を調整の基本に置き一体的な運営を図ることとした。

ことに当年度は、数次に亘る減産への取り組みに加え、猛暑・厳冬の影響による生産基盤の弱体化進行をもたらす結果となり、生乳供給量が需要量を下回る需給関係を招来した。

なお、島根県からの新規就農枠の申請に基づく配分（544トン）があり、供給目標数量は298,405トンに修正された。

その結果、チーズ向けを除く受託実績数量は294,921トン（前年比96.1%）となり計画枠を3,484トン未達となった。

エ) 受託乳量の状況

- ① 受託乳量は年度ベースで295,297トン、前年度実績対比96.1%となった。期別内訳としては上半期が150,911トン、前年同期比98.1%、下半期が144,386トン、同94.1%となった。

会員別には5県とも前年度実績を下回ったが山口県は計画生産数量を上回った。

- ② 当連合会の受託数量実績を全国ベースで比較してみると、全国の総受託数量は7,334千トン、前年度実績比96.7%、地域別には北海道が同99.0%、都府県が同94.3%と特に都府県において酷暑・厳冬渦の影響による不振となった。

都府県レベルでの比較においては当連合会の減少率は低位な位置づけにある。

平成22年度会員別生乳受託実績 (単位：トン%)

	上期累計		下期累計		合計	
	数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比
鳥 取	30,691	98.0	29,368	94.0	60,059	96.0
島 根	29,957	97.5	28,877	94.1	58,834	95.8
岡 山	51,434	98.2	49,225	94.3	100,658	96.2
広 島	29,226	98.4	27,574	93.0	56,800	95.7
山 口	9,604	99.2	9,342	97.7	18,946	98.5
中販連合計	150,911	98.1	144,386	94.1	295,296.6	97.3

※端数処理につき合計不一致

オ) 総受託販売量

公共施設分を含む本会の総受託販売実績は296,323トン、前年比96.2%となった。販売に当っては、全国連と連携を図り需給調整に努めた。

その結果、域内業者への販売は全体の91.7%に当る271,664トン、前年度実績比96.6%、域外乳業へは8.3%に相当する24,659トン、同91.6%であった。域内と域外の内訳は前年度に比べ域内比率が0.4ポイント上昇した。

平成22年度総受託販売実績 (単位:トン%)

		上期累計		下期累計		合計	
		数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比
受託	会員	150,911	98.1	144,385	94.5	295,297	96.1
	公共施設	511	100.4	516	110.0	1,027	105.0
総受託乳量計		151,422	98.1	144,902	93.8	296,324	96.2
販売	域内乳業	139,239	98.5	132,425	94.6	271,664	96.6
	域外乳業	12,184	93.6	12,476	89.7	24,659	91.6
販売数量合計		151,422	98.1	144,902	93.8	296,324	96.2

※端数処理につき合計不一致

カ) 用途別販売量

- ① 全国の用途別販売実績をみると、飲用牛乳向けは、牛乳需要の不振が続き3,426千トン、同96.8%となった。

醗酵乳等向けは前年並み、生クリーム向けは乳価値下げによって需要が伸び、チーズ向けは需要期には都府県の生産減から飲用化され前年を下回っていたが、年度初めと不需求期に前年を上回り大きく伸長した。

特定乳製品向けは猛暑による都府県の生産減から大きく前年割れし、88.4%となった。限度数量枠1,850千トンに対し52千トンの未達の1,798千トンとなった。

その他各用途の実績は、醗酵乳等向け496千トン、同99.7%、生クリーム向け1,145千トン、同107.0%、チーズ向け469千トン、同106.0%となった。

- ② 当連合会の用途別販売状況(公共施設分含む)は、飲用牛乳向け前年度実績比95.6%、醗酵乳等向け同103.1%、生クリーム向け同98.0%となった。

加工向けについては猛暑の影響を受け同75.4%と大きく前年を下回った。

なお、加工原料乳認定数量の10,609トンは国の割り当て限度数量内に収まった。

平成 22 年度用途別販売実績（公共含む）（単位：トン%）

	上期累計		下期累計		合計	
	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比
飲用牛乳向	109,945	96.6	106,616	94.7	216,560	95.6
醗酵等向	29,771	107.0	25,565	99.0	55,336	103.1
生クリーム向	6,582	98.5	6,854	97.5	13,436	98.0
チーズ向	193	141.4	181	117.7	374	128.9
加工向	4,928	84.7	5,684	68.8	10,609	75.4
合 計	151,422	98.1	144,900	94.2	296,319	96.2

※端数処理につき合計不一致

キ) 生乳の安全・安心確保対策について

酪農現場に対して「生乳への混入リスクのある箇所への殺菌・消毒剤の適正使用」及び「生産管理チェックシートへの記帳記録の完全実施」に向けた指導に当たり、県域組織と連携を図り積極的な実施を推進した。

ク) 補助事業への取組み

行政・農畜産業振興機構及び中央酪農会議等の指導を得ながら6つの補助事業に取組み、実績総額は183,639千円となった。各事業の実績は以下のとおり。

平成22年度補助事業の実績状況（単位：円）

補 助 事 業 名	22年度実績額(補助金・助成金ベース)
加工原料乳生産者補給交付金	125,713,591
資源循環型酪農推進事業	16,555,854
国産チーズ供給拡大事業	2,098,680
生乳需要創出緊急対策支援事業	23,370,450
牛乳消費喚起対策事業	15,513,575
国産牛乳・乳製品需要喚起活動推進事業	387,172
合 計	183,639,322

3 事業成績の推移

(単位：円)

項 目	8年度	9年度	10年度	11年度(当期)
事業利益	△3,675,679	△3,910,861	45,001	8,733,310
経常利益	2,152,614	1,139,481	2,278,511	15,172,530
当期剰余金	1,992,706	51,681	585,695	4,884,102
総資産	2,480,831,581	2,972,885,655	2,712,567,557	2,611,598,358
純資産	25,241,554	25,293,235	25,878,930	30,763,032
総取扱高	31,716,340,811	31,953,645,518	33,518,283,296	32,979,032,585
販売品販売・取扱高	30,866,523,300	31,235,685,138	32,756,613,854	31,273,105,859

4. その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事

- (1) 生産者手取乳価の安定化及び選択的拡大生産数量枠の導入により生乳生産基盤の復元を図る。
- (2) 安全安心の確保に係る生産現場における意識定着を推進する。
- (3) 生産基盤復元の基本を通じた活力のある管内酪農の構築を期するため、次期中期計画を策定し組織力の強化を推進する。
該当する項目なし

事業計画書（案）

第12年度
（平成23年度）

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

事業計画

中国生乳販売農業協同組合連合会
岡山市北区桑田町1番30号
TEL 086-236-3371 FAX 086-236-3372

目次

1. 基本方針
2. 事業方針及び事業実施計画
3. 総合損益計画
 - (1) 事業管理費明細

1. 基本方針

(1) 高度情報化社会がもたらした民主化ドミノは産油国が集中するアフリカから中東へと拡大し原油事情は不安定な情勢にある。

また、食糧事情においても天候異変による収量停滞と新興国の需要膨張、更には穀物由来燃料への政策誘導等により需給関係は逼迫基調で推移し価格高騰が危惧されている。

(2) エネルギー自給度の低い我が国において、平成23年度は原油及び穀物価格の高騰から、経済現象として景気停滞下の物価高となるスタグフレーションの招来が危惧される。

また、政治分野においては内政外交の両面に亘り混沌とした情勢にあり、とりわけTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参画問題については農業及び雇用問題が論争の中心的位置づけにある。

(3) 内外に亘る厳しい情勢は我が国酪農にも多大な影響をもたらすこととなる。

TPP論争は年内6月内を目途とする農業再生の基本方針の策定が転換点となり、戸別所得補償と併せた制度設計の取りまとめも想定される。

(4) 生乳需給は、度重なる減産への取り組みと前年度の猛暑・厳寒の個体影響により生乳供給量が需要量を下回る需給関係となり、緩和の元凶となっていた乳製品の過剰在庫は急速に解消が進行した。

(5) 平成23年度の生乳需給関係も供給量が需要量を下回る見通しにある。

このため、生乳計画生産対策の基本は生産基盤の弱体化防止を基本に置き、数量枠においては前年度受託実績以上に設定することとした。

全国ベースにおける平成23年度生乳計画生産の基本となる供給目標数量は6,937千ト、前年度実績見込み対比102.2%とした。

(6) 更には、乳価重視型から増産指向型までの酪農家の経営方針の多様化への対応策として前年度に引き続き選択的拡大生産数量の採択による増産追求を可能とした。

(7) しかしながら、流通飼料価格は再びの上昇局面に転じ、初妊牛に至っては未曾有の高騰状態にある等、酪農経営環境は生産基盤の復元を停滞させるとともに、TPP論争が設備投資意欲を躊躇させている。

(8) このような酪農情勢下にあって、当連合会は広域指定団体業務の始業10周年目に当る平成23年度においては前年度に移行した生乳完全共販体制を礎として更なる組織及び機能強化を目指して次の事業に取り組むものとする。

ア) TPP加入反対に係る世論喚起活動への取り組み

イ) 生乳生産基盤の復元誘導を基本とする乳価の実現

ウ) 会員組織の一体的運営による生乳計画生産対策の達成

エ) 個人別受託生乳基礎データ（数量及び乳質）の作成

オ) 生乳安全安心に係る記録・記帳の全戸取り組みの促進

カ) 広域生乳検査体制の整備強化の促進

キ) ミルク・ジャパンを核とした牛乳消費拡大対策の実施

2. 事業方針及び事業実施計画

(1) 生産者手取り乳価の安定化

- ① 平成23年度乳価については、生乳生産基盤の復元誘導を期するため、当面は現行価格以上を要求し乳価交渉に取り組む。また、期中における生産コストの上昇が著しい場合は、期中改定交渉に取り組む。
- ② 生産者手取り乳価の安定化についてはCS機能の活用による需給調整を通じた有利販売及び合理的な集送乳事業へ取り組み、販売経費の合理化メリット創出に努める。

(2) 生乳の安全安心確保対策

平成18年度のポジティブリスト制度の本格施行を機に始動した生乳の安全安心確保への取り組みが今年で丸5年経過するに当たり、全生産者による生乳生産管理チェックシートの記録・記帳・保管の完全実施を期するため、チェックシートの様式見直し及び指導検証の適正化に取り組む。

(3) 広域生乳検査体制の整備強化

平成22年4月1日に配分・格付検査を中心に岡山県生乳検査センター（岡山県苫田郡鏡野町）に集約した広域生乳検査体制のさらなる機能強化を行ない、合せて検査経費の節減に努める。

- ① 岡山県生乳検査センターが運用している耐用年数に達した生乳検査機器コンビフォス5200を最新鋭機のコンビフォスFT+（検査処理能力時間毎450検体以上）に更新し、検査機能の整備強化を図る。
- ② 三次生乳検査センターの検査機能を岡山県生乳検査センターに整理統合し、検査体制の一本化を図る。
- ③ 生乳検査機器の故障、天災等の不測の事態に備えて、会員及び隣接指定団体生乳検査施設と相互補完的な検査体制を構築する。
- ④ 乳質改善目標を設定し、成分的および衛生的乳質基準の統一を図る。
- ⑤ 生乳検査データ処理の統一、迅速化と乳量データの取込みを図り、乳価テーブルの統一にむけた協議を進める。
- ⑥ 生乳検査精度管理認証（検体採取部門）を取得し、生乳検査部門と連携して検査精度の維持向上に努める。

(4) 5県完全共販体制の円滑な運営

集送乳CS業務に関して、効率的な集送乳を行い経費の節減に努める。

(5) 生乳計画生産対策の運営

- ① 平成23年度生乳計画生産対策は平成23年2月21日開催の生乳受託販売委員会・理事会の決定内容を踏まえ、当連合会に対する中央配分数量296,140トン（供給目標数）をベースに前年度実績見込数量との不足数量111トンを『基本数量内特別枠』として、合算の296,251トンを『計画生産基本数量』として設定し、前年実績対比100%を確保する。
- ② 中央配分の計画枠には需給が緩和に転じた場合の過剰回避対策の対象となる「特別調整乳」が2,857トン内包されていることから会員別計画枠にも同率を一律適用する。なお、平成22年度に申請配分された新規就農枠544トンについては、

島根県の申請者に帰属する位置付けに置くため「供給目標数量」及び「特別調整乳」の会員配分計算からは除外する。

③ 加えて、増産機運醸成誘導への呼び水として1,500トン、『21世紀枠』として設定し、チーズ向け数量385トンを含めた総量298,136トン（前年実績見込対比100.7%）を『23年度計画生産目標数量』とすることで生産基盤弱体化の防止を基本にさらなる生産基盤活性化に向け取り組む。

④ 中央配分数量を超過する1,996トンについては、増減申請が可能な「選択的拡大生産数量」として中央申請するが、当面はチーズ向け数量を除く1,611トンについては全粉委託加工・農家還元等の市場隔離対策の対象に位置づける。

⑤ なお、過剰回避対策実施に係る全国共通経費負担及び当連合会が設定した特別枠（基本数量内特別枠、21世紀枠）の処理実行にかかる経費負担については、会員共通負担とする。

また、超過・未達に係るペナルティー等は中央取り決めに準ずるものとする。

平成23年度会員別計画生産数量の設定（単位：t、%）

当連合 会配分	計画生産 基本数量 A		21世紀 枠 B	チ-ズ [※] 向け 数量 C	計画生産 目標数量 D=A+B+C
	基本数量 内特別枠				
鳥取	60,142	23	304	41	60,487
島根	59,087	21	299	171	59,557
岡山	100,704	37	510	173	101,387
広島	57,239	22	290	0	57,529
山口	19,079	8	97	0	19,176
合計	296,251	111	1,500	385	298,136
中央 配分	供給目標数量 296,140		選択的拡大生産数量 1,996		
	特別調整乳 2,857				

（備考）①計画生産目標数量(D)は前年度受託数量実績見込対比100.7%。

（6）総務及び広報機能の強化

ア）財務及び業務推進体制の強化

- ① 組織・財務強化を期するため経費節減及び業務の合理化を通じ内部留保の創出に努めるとともに、職員教育等の人材の育成により業務推進体制の強化を図る。
- ② 乳価の引き上げによる生乳取引高の増高及び最近の消費低迷の影響に鑑み、乳業者に対する債権保全措置の拡充を履行するとともに、当連合会自らも取引に係る不測の事態を想定し貸倒引当金の積み増しを行う。

イ）特別会計及び預かり金の適正な運用管理

- ① 特別会計において運用する加工原料乳経営安定化対策事業に係る生産者拠出金及

び当連合会を経由する中央団体への拠出金の適正な管理を行う。

- ② 本年度から、過剰回避対策発動時の資金対策及び増産機運醸造を目的とした生産基盤活性化対策資金（飲用向け0.23円/kg）を造成し、特別調整乳枠での全粉対策経費、生乳需要の促進対策等を実施する。

なお、この資金については「過剰回避対策資金」及び中央返還金を組み入れする事ができるものとして要領を作成し、適正な管理・運用を図る。

ウ) 情報連絡・広報機能の強化

当連合会の事業運営に係る理解促進を図るため、行政機関及び関係団体との連絡調整を図るとともに、5県完全共販体制の円滑な運営と定着を期するため機関紙(中販連だより)の発行やホームページにおける情報開示の促進等の広報機能の強化に努める。

(7) 補助事業の適正運営

当連合会が実施主体となる指定助成事業を始めとする補助事業について会員組織の参加意向を踏まえた取組を図るとともに、適正な運営に努める。

(8) 牛乳製品消費拡大対策については、「MILKJAPAN」運動を継続して実施する。

- ① 牛乳市場の急激なマイナストrendを解消する。
② 若年層の子どもを持つ母親をターゲットとして直接飲用以外での活用を提案する。
③ 子育てを支援する新しい社会的な運動として位置付ける。

等を目的として牛乳の飲用習慣の増加を図るため全国活動と地域活動を行う。

今年度においては広島県、山口県を重点地域とし「MILKJAPAN」運動による消費喚起対策事業を実施する事とした。

また、地産地消の促進を期するため酪農教育ファームを拠点とする消費者交流を通じた酪農理解醸成及び酪農体験学習等に取り組む。

